

附属機関等の設置及び運営に関する指針

[平成21年8月6日行政改革推進本部決定]

1 目的

この指針は、附属機関等の適正な設置及び公正かつ円滑な運営等に関し準拠すべき基本的事項を定めることにより、附属機関等の透明性及び効率性の向上を図り、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

2 定義

この指針において「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置された附属機関
- (2) 規則、要綱等に基づき設置された機関であって、その設置目的及び委員の構成が附属機関に準ずるもの。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 市職員のみで構成されるもの
 - イ 関係機関との連絡調整を目的としているもの
 - ウ 実行委員会としての性格を有するもの
 - エ 委員に報酬、報償等を支給していないもの

3 附属機関等の新設

新たに審議等の対象となる事項が生じた場合は、可能な限り既存の附属機関等の活用を図ることとし、新たに附属機関等を設置しようとする場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 他の附属機関等と設置目的又は所掌事務が重複しないよう、必要最小限にとどめること。
- (2) 審議等の対象となる事項が臨時的なものである場合は、可能な限り設置期限を明示すること。

4 附属機関等の見直し

既に設置されている附属機関等が次のいずれかに該当する場合は、見直しを行い、又は廃止若しくは統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的が達成されたもの
- (2) 社会経済環境の変化等により必要性が著しく低下したものの
- (3) 活動が著しく不活発で今後も活動の見込みがないもの
- (4) 他の手段等で代替が可能なもの
- (5) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と重複し、又は類似しているもの

5 委員の選任の基準

附属機関等の委員の選任に当たっては、当該附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的、性格等を踏まえ、広く各界各層から選任することとし、次に掲げる事項を遵守するものとする。ただし、法令等に定めがあるとき、附属機関等の性格に照らし、やむを得ないときその他特別な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 委員数は、附属機関等の実質的な審議と効率的な運営の確保を図ることができる適正な人数とすること。
- (2) 開かれた市政を推進するため、委員の公募制を推進すること。なお、委員を公募する場合には、別に定めるところにより行うこと。
- (3) 女性の市政への参画を推進するため、委員に占める女性の割合を40%以上とすること。
- (4) 委員就任時に75歳以上の者は、選任しないこと。
- (5) 委員が他の附属機関等の委員を兼ねることができる数は、3以内とすること。ただし、公募委員については、広く市民から選任することが望ましいことから、他の附属機関等の委員となっている者を選任しないこと。
- (6) 委員の任期は、2年以内とすること。
- (7) 一の附属機関等に引き続き10年を超えて在任している委員は、選任しないこと。
- (8) 市議会議員又は本市職員を委員に選任しないこと。

6 会議の手法

附属機関等の会議は、原則として、対面方式だけでなくWeb会議システムによる参加にも対応できるようにすること。

7 会議の公開

附属機関等の会議は、成田市情報公開条例(平成17年条例第52号)第24条の規定により原則として公開するものとし、附属機関等の会議の公開は、別に定めるところにより行うものとする。

8 検討

この指針は、その運用状況、実施効果等を勘案し、達成状況を評価した上で、定期的に見直しを行うものとする。

附 則

この指針は、平成21年10月1日から施行する。ただし、「5 委員の選任の基準」については、この指針の施行の日以後新たに設置される附属機関等の委員の選任又は任期満了により改選される附属機関等の委員の選任について適用する。

附 則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。ただし、「5 委員の選任の基準」については、この指針の施行の日以後新たに設置される附属機関等の委員の選任又は任期満了により改選される附属機関等の委員の選任について適用する。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。ただし、「5 委員の選任の基準」については、この指針の施行の日以後新たに設置される附属機関等の委員の選任又は任期満了により改選される附属機関等の委員の選任について適用する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。ただし、「5 委員の選任の基準」については、この指針の施行の日以後新たに設置される附属機関等の委員の選任又は任期満了により改選される附属機関等の委員の選任について適用する。

附 則

この指針は、令和7年8月1日から施行する。ただし、「5 委員の選任の基準」については、この指針の施行の日以後新たに設置される附属機関等の委員の選任又は任期満了により改選される附属機関等の委員の選任について適用する。